

「福島県環境と共生する農業」推進マーク使用規程

(目的)

第1条 「環境と共生する農業」の更なる推進のため、福島県（以下、「県」という。）が作成したマーク（以下、「マーク」という。）の使用については、この規程によるものとし、もって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所事故によって多大な打撃を受けた「環境と共生する農業」の再生を促し、本県農林水産業の復興に資する。

(定義)

第2条 マークとは、以下の各号のデザインをいう。

号	通称	定義	デザイン
(1)	エコファーマーPRマーク・エコ農産物PRマーク	「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年法律第110号）」に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下、「導入計画」という。）」を作成し、福島県知事の認定を受けた農業者（以下、「エコファーマー」という。）及び、認定された導入計画に基づき生産された農産物（以下、「エコ農産物」という。）をPRするもの。	別紙1のとおり。なお、必要に応じて別紙1-1も選択できるものとする。
(2)	特別栽培農産物PRマーク	「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日付け4食流第3889号農産園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通知）」に基づき、福島県内で生産された特別栽培農産物をPRするもの。	別紙2のとおり。
(3)	有機農産物PRマーク	「有機農産物の日本農林規格（平成12年農林水産省告示第59号）」に基づき、福島県内で生産された有機農産物等をPRするもの。	別紙3のとおり。

(使用条件等)

第3条 マークは、使用者が農産物等の商品、流通容器及び販売促進資材等に印字、貼付等して使用するものとし、その使用にあたっては、前条の各号に対応する次の各号を遵守すること。

(1) エコファーマーPRマーク・エコ農産物PRマーク

ア 導入計画の認定期限や品目等に十分留意すること。

イ 農産物に使用する場合には、福島県知事に認定された導入計画に基づいて生産されたエコ農産物に限って使用すること。また、エコ農産物PRマークを使用する場合には、マークまたはマークを貼付した農産物の近傍に、以下の内容を明記すること。なお、エコファーマーPRマークを使用する場合は、（ア）のみの記載でも構わない。

- (ア) エコファーマーである生産者名又は団体名
- (イ) (ア) の住所及び連絡先
- (ウ) 認定されている作物等の名称
- (エ) エコファーマー及びエコ農産物の定義

(定義の文例)

エコファーマーは、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、県知事の認定を受けた農業者です。
エコファーマーが生産した農産物を、エコ農産物と呼んでいます。

(2) 特別栽培農産物 P R マーク

福島県内で生産されたものであり、特別栽培農産物としての認証を受け、農林水産省ガイドラインに基づく表示がされているものに限って使用すること。

(3) 有機農産物 P R マーク

福島県内で生産された有機農産物又はそれを使用した加工品等であり、登録認定機関による認定を受け、有機 J A S マークが表示されているものに限って使用すること。

(マークの使用手続き)

第4条 このマークを使用しようとする者は、予め次の各号に定める手続きにより福島県知事の承認を得なければならない。なお、申請者は個人、法人、団体を問わない。

- (1) マーク使用承認申請書は、様式1とする。なお、エコファーマー P R マーク、エコ農産物 P R マークの場合は、「福島県持続性の高い農業生産方式導入計画」(以下、導入計画)の新規、更新申請の際に、「導入計画」認定要領第12に基づき、「導入計画」申請書(様式1)により申請することができる。
- (2) 様式1による申請書の送付先は、所轄する農林事務所長とする。
- (3) 農林事務所長は、審査により問題がないと判断された申請者に対し、承認通知と併せて、必要なマークのデザイン(電子データ)を送付するものとする。
- (4) 承認を受けた使用者が、使用マークの種類、使用期間、使用方法及び使用品目等を変更する場合には、予めマーク使用承認変更申請書を提出することとし、その手続きは前三号の例による。
- (5) マークの使用期間は、承認の日から起算して5年を超えない範囲とする。ただし、使用承認変更申請書が提出され承認された場合には、最終承認日から起算するものとする。

(マークの使用状況報告等)

第5条 マークの使用者は、マークの使用状況について記録し、当該農産物の出荷を終了した日から2年間保管するものとする。

- 2 農林事務所長は必要に応じて、マーク使用者に対して、使用状況について報告を求めることができるものとする。
- 3 報告を求められたマーク使用者は、その日から2週間以内に、様式2により使用状況報告書を、農林事務所長に提出するものとする。

4 承認を受けた使用者が、当該マークを使用する必要がなくなった時または使用する資格等を失った時は、様式3により使用廃止届を農林事務所長に提出するものとする。

(図柄等)

第6条 マークの使用にあたっては、県が提供するデザインの電子データを用いるものとし、原則としてデザイン及び色の変更は認めない。ただし、モノクロ及び単色カラーでの使用、文字フォントの変更（字体及び字の大きさ。ただし、常識的な範囲に限る。）は可とする。

なお、キャラクターの配色等については、福島県復興シンボルキャラクター「ふくしまから はじめよう。キビタン」使用取扱規程（平成25年2月19日、福島県）を遵守するものとする。

2 次の表示方法等については禁止する。

- (1) 識別できないほど小さな表示。
- (2) マークの視認性を損なう表示。
- (3) マーク周辺への煩雑な文章、要素の表示。

(使用の制限等)

第7条 マークの利用に際し、次の各号の一に該当する場合にはその使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に違反する場合。
- (2) 選挙運動、布教活動を助長するおそれがある場合。
- (3) 本県のイメージを傷つけたり、復興の妨げとなるおそれがある場合。
- (4) 特定の個人または団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合。
- (5) マークのみを使用して、製品化して営利目的で販売する場合。（例：ピンバッジ、ステッカー、シール、Tシャツ、ハンカチ、ストラップ等）
- (6) 第3条及び第6条に定める使用条件等に反する場合。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、県が不適當であると認めた場合。

(使用改善・承認の取消)

第8条 マークについて、県が前条に該当する事例を発見したときは、福島県知事は使用者に対し改善を求めることができる。

2 前項の場合において使用者が改善の求めに応じない場合は、福島県知事は使用承認を取り消すことができ、使用物件の回収を命ずることができるものとする。

(使用料)

第9条 使用料は無料とする。

(その他)

第10条 マークは、第1条の目的を達成するために作成、使用するものであり、県がマーク使用者の事業の推奨や商品の品質保証を示すものではない。

2 県はマークの使用に関し、マークの使用者又は第三者に対して損害賠償等の一切の責任を負わない。

- 3 マーク使用者は、消費者等から、栽培履歴等の問い合わせがあった場合には、各自説明し、必要に応じて栽培履歴等の開示を行うこととする。

附 則

この使用規程は、平成25年3月12日から施行する。

附 則

この使用規程は、平成28年3月18日から施行する。